

令和7年度 第2回 下諏訪町国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和7年7月30日(水) 午後7時00分から午後7時50分まで

開催場所 下諏訪町役場 第2会議室

出席委員 (被保険者代表) 石川、堀内(ゆ)

(保険医保険薬剤師代表) 小笠原、堀内(信)

(公益代表) 森、古屋

職 員 (住民環境課長) 岩波 (税務課長) 堀内

(国保年金係長) 田中 (収納係長) 水澤

(国保担当) 戸田 (保健予防係長) 古畑

1 開 会

(住民環境課長)

令和7年度 第2回下諏訪町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ここで聴講の申込みがあります、入っていただいてよいでしょうか。

(委員)

～異議なし～

(住民環境課長)

それでは入室をしてください。

2 辞令交付

～町長による辞令交付～

3 あいさつ

(町長)

本日は大変お忙しいところ、お集まりをいただき誠にありがとうございます。

今年度は国保運営協議会委員の改選時期になり、先ほど委嘱書の交付をさせていただきました。

改選前から、引き続きお引き受けをいただいた方もおられ、大変ご苦勞をおかけしますが、国保運営協議会委員は、国民健康保険の運営に関する事項をご審議いただく重要な町の特別職でございます。各委員の任期は3年間となりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日ご協議いただく内容は、令和6年度決算のご報告について、でございます。

詳細はこの後、事務局から説明を申し上げますが、当町の国保会計は基金も少なく、非常に厳

しい財政運営をしておりますが、令和6年度については、課税限度額を超える高所得加入者の増加や、収納対策の強化などにより、歳入が予算に対し約1,084万円の増、それに対し、歳出では、出産一時金や保健事業費の補助事業の減少などの影響により、歳出が抑えられたことから、最終的に、約1200万円の歳入超過で、令和6年度の会計を閉めることができ、超過分につきましては、令和7年度予算に繰り越しをさせていただいたところでございます。

社会保険の適用拡大などの社会変化や、国・県による保険料水準統一に向けた動きの加速化など、市町村の国民健康保険を取り巻く環境は更に大きく変わろうとしています。今後、税率改定の検討も行っていく必要があります、ご審議をいただくことになろうかと想定しておりますので、ご承知の程お願いしたいと思います。

最後に、委員の皆様には医療費の適正化や国保会計を安定的に運営させるために、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

(自己紹介) 全員

4 国保運営協議会会長及び職務代理の選出について

(国保年金係長)

国民健康保険法施行令第4条によりまして、会長については、協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙することとなっております。また職務代理につきましても、残った公益代表の委員がその職務を代行することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

(住民環境課長)

事務局から説明のとおり、国保法の規定によりまして、公益代表であります森委員さん、もしくは古屋委員さんのどちらから会長選出をお願いしたいと思います。

委員さんの中でどなたかご意見がありましたらお願いします。

(委員)

森委員さんにつきましては、下諏訪町議会議員経験者であり、議長の経験もありますので、会長をお願いするということではいかがでしょうか。

(住民環境課長)

会長に森委員さんを、というご意見がありましたけれども、他にご意見はございますか。

～異議なし～

(住民環境課長)

ただ今の委員さんからのご意見と、皆さん同様のお考えであると判断させていただき、森さんに

会長をお願いいたしますが、ご異議等ございませんか。

～異議なし～

(住民環境課長)

森会長さんよろしくをお願いいたします。

次に職務代理の選出であります、規定により、公益代表の委員からとなっておりますので、自動的に古屋委員さんをお願いするということになりますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

(住民環境課長)

古屋委員さん、職務代理ということでよろしくをお願いいたします。

ここで会長・職務代理が決まりましたので、ご挨拶をいただきたいと思います。

～ご挨拶～

(住民環境課長)

国保運営協議会の職務について事務局から説明いたします。

(国保年金係長)

国保は、平成 29 年度までは、町が単独で運営してきましたが、医療費の高騰、高齢化、人口減少等で、運営が厳しくなる中、今後も国保制度の持続と安定化を図るために、平成 30 年度から、県が財政運営の責任主体となり、運営の中心的な役割を担うとともに、町は県に事業運営のための納付金を納め、住民との身近な関係の中、資格管理、保険税の賦課・徴収を行うこととなりました。

都道府県は国民健康保険法に基づき、運営方針を策定し、安定的な財政運営並びに県内市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図ってまいりました。長野県では国保税率の水準等統一に向けて、現在施策を進めておりますが、被保険者数の減少や一人当たり医療費の増加が見込まれる中、中長期的に持続可能な運営を行うために運営方針の見直しが行われ、令和 6 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 6 年間を対象期間とする新たな方針として、「保険料水準等の統一」、「市町村事務の標準化・広域化」、「医療費適正化」の推進に向けた取り組み内容等が定められました。

国保運営協議会については、下諏訪町国民健康保険条例及び下諏訪町国民健康保険運営協議会規則の規定により設置されていますが、国保の運営に必要な意見交換や審議、町長への答申を職務としています。

また、国保運営における審議会からの答申は、最大限に尊重されなければいけないものとなるため、大変重要な位置づけの組織となっています。

(住民環境課長)

事務局から説明しましたが、何か質問がありましたらお願いいたします。

無いようですので、この件はよろしいでしょうか。

それでは森会長さんに会議の進行役を渡したいと思います。

5 協議事項

(会長)

本日の協議事項に入りたいと思います。

始めに本日の出席委員の報告を事務局からお願いします。

(住民環境課長)

下諏訪町国民健康保険運営協議会規則第2条で「本協議会は、委員の定数の2分の1以上が出席し、かつ、(下諏訪町国民健康保険条例第2条に定められた)1号から3号までの各委員1人以上が出席しなければ会議を開くことができない」とされております。

本日は、各号委員さん1名以上出席いただいておりますので、本会は成立いたしました。

(1) 令和6年度国民健康保険特別会計決算について

(会長)

協議事項(1) 令和6年度国民健康保険特別会計決算について 事務局から説明をお願いします。

(国保年金係長)

資料No.1、A3 縦の資料「国民健康保険特別会計 令和6年度決算額の状況」をご覧ください。

Aが令和6年度の最終的な予算現額、Bが令和6年度の決算見込額、Cが令和5年度の決算額、右の二列は比較表ですが、 $B - A$ は予算に対する比較、 $B - C$ は前年度との比較となっております。上段が歳入、下段が歳出となります。左端の行番号をお示ししながらご説明させていただきます。行の色分けですが、青色の部分は国保事業費納付金で、県が保険給付費の支払い財源として、市町村に納付を求める科目です。緑色の部分は、医療費の見える化をしている部分になりますが、保険給付費を振替処理している科目となります。

最初に歳入ですが、太枠の中、令和6年度決算額(B)の欄をご覧ください。

36行目「歳入合計」は、令和6年度の歳入決算額となりますが、17億5,745万5,742円です。令和6年度予算は、当初予算が18億9,460万円で、3回の補正を行い、最終的な予算現額が19億1,125万4,000円でしたので、予算に対し1億5,379万8,258円の未収額となりました。前年度に対しては、1億1,308万3,665円の減となります。

主な内訳をご説明しますと、9行目、国民健康保険税は3億4,816万8,396円で、前年度比約367万円の減でしたが、予算に対し約1,084万円の増となりました。各保険税には現年課税分と滞納繰越分がありますが、加入者数の減少により、現年分の保険税は前年度比約1,080万円の減ですが、滞納繰越分の収入が713万円増え、合計では約367万円の減に留まりました。滞納繰越分につま

しては、税務課収納係による収納対策強化により、想定を超える収納率となりました。予算より約1,084万円増の原因は、2行目の介護納付金現年課税分については、40歳から64歳までの加入者が納める納付金となりますが、その年齢層の課税限度額を超える高額所得の方が複数人加入した影響等により、全体として想定よりも収入が大幅に増となっております。国保加入者は、低所得の方が比較的多いため、高所得の方が一人でも加入されると、税収にも大きく影響が出てきます。

13行目の総務費国庫補助金は、国保制度関係業務事業費補助金で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等の補助金です。

15行目の保険給付費等交付金は、歳出の38行目から45行目、療養諸費と高額療養費、移送費の合計と同額になっており、医療給付に掛かった費用は、交付金で全額補填される仕組みとなっています。

31行目は一般会計繰入金の合計となりますが、5年度に引き続き、法定外繰入れは行っておりません。

32行目の基金繰入金は、令和5年度については、歳入の不足分の財源を、基金に求めておりましたが、令和6年度は0円となります。

続いて、歳出ですが、62行目が令和6年度の歳出決算額となります。17億4,497万5,923円で、予算に対し、1億6,627万8,077円の減、前年比1億2,556万3,484円の減になります。

主な内訳は、48行目、保険給付費は、12億5,442万4,423円で、前年度比1億479万7円の減となりました。予算に対し、1億6,077万8,577円の不用額が出ておりますが、これは、令和5年度は感染症の流行等により通院や入院などの一般的な医療費にあたる38行の療養給付費と42行目の高額療養費の請求額が大きかったため、令和6年度予算は令和5年度の1か月の最大請求額で見積もりましたが、見込みよりも医療費が少なかったため、約1億6,078万円の不用額が出たものです。

町が支払うべき医療費は、県が全額を負担する仕組みになっていますが、町が医療費を支払って県から交付金をもらうという流れを省略するため、町の歳出から町の歳入へお金を移動する方式がとられています。それが歳入歳出の緑色の部分です。それにより町がどのくらい医療費を負担したかわかるよう見える化をはかっています。

52行目、青色の部分国保事業費納付金の支払い額、4億1,771万3,267円は、県への納付金です。市町村ごとの被保険者数と医療費水準等を考慮して県が算出した金額を納付金という形で納め、県は全県下から納められた納付金を財源に、医療機関に医療費を支払う仕組みとなっています。被保険者数の減少の影響により、前年度比約2,202万円減額となりました。

53行目、特定健康診査等事業費で、健診の委託料が主な歳出です。

61行目の諸支出金の主なものは令和5年度の普通交付金の精算返納金で、これは保険給付費の支

払いのために交付された交付金の超過交付分を令和6年度で県に返還したものです。

63行目歳入歳出差引額は、1,247万9,819円となり、令和7年度への繰越金といたします。

(収納係長)

資料No.2、保険税の収納状況について説明いたします。

本来ならば細かく説明すべきですが、時間の都合上、一番下の合計の行とその上の行の現年課税分計と滞納繰越分計を中心に説明させていただきます。

最初に簡単に税会計用語の説明をいたします。「現年課税分」とは、その年度中に課税、収入となった分です。「滞納繰越分」とは、前年度末までに残った滞納額が翌年度に繰り越した分のことを言います。

次に「調定額」とはこの年度中に、いくら税額が課税されたかを表す数値です。国民健康保険税の場合は世帯内の国保の方の前年の所得などで計算されています。滞納繰越分の調定額は、前年度の滞納額、収入未済額と同額となります。

はじめに調定額からご説明します。

一番左側の列の一番下、「合計」欄の「計」の行を右へご覧ください。

令和6年度調定合計が399,540,641円とありますが、これが今回決算になる令和6年度に課税された額「調定額」です。対前年比4.0%の減少、約1,680万円の減額となりました。減少した主な原因は現年度分の課税額の減少によるものです。その主な原因は被保険者数の減少によるものです。

滞納繰越分調定額は前年度からの繰り越した滞納額ですが、約5,500万円の増です。

次に、収入済み額についてご説明します。

同じく合計行の収入済額の列をご覧ください。一番下の中ほど収入合計が348,168,396円です。対前年比は約1%の減少となりました。現年度と滞納繰越分の内訳ですが、現年度は対前年約1千80万円の減、滞納繰越分は約700万円の増、差引約370万ほどの減少となりました。この評価については後ほど収納率の説明の際にまとめて申し上げます。

次に不納欠損額についてご説明します。収入済み額の列の右、不納欠損額と書かれた列の一番下の行をご覧ください。不納欠損とは、その年度中に法令により徴収できなくなったものの総額です。財産調査の結果、一定の額以下の困窮状態が認められる場合は地方税法の規定に基づき不納欠損としなければならないことになっております。6年度中の欠損額は約430万円、これに対し5年度の欠損額は550万円でした。

次に、収入未済額ですが関連がありますので収納率の説明をさせていただきます。「収納率」とは「調定額と収入額の比」です。課税額、あるいは滞納額に対しどの程度納付されたかということを知る指標とも言えます。

表の右端の列をご覧ください。まずは一番下、合計欄についてご説明します。左側の87.1%が6年

度、そのとなりが5年度の84.5%ですので今年度は2.6%の増となりました。その要因について現年度分と滞納繰越分の収納率からご説明いたします。

下から7行目は現年度分です。6年度95.7%、5年度から1.6%増、そのすぐ下の行、滞納繰越分は6年度33.8%、昨年度の5年度が21.1%でしたので、12.7%の増です。特に滞納繰越分の徴収が進んだことが収納率から分かります。

滞納繰越分収納率の上昇の要因はコロナ期に納付困難に陥っていた方々が一部回復していることが調査で判明したため、催告と滞納処分を強化したことが奏功したものと評価しています。

ただし、これは一種の揺り戻しともいえますので今年度も同水準となるかは不明ですが、コロナ前の平均的な滞納繰越分収納率の水準である28%くらいを維持できるよう、徴収体制をたえず見直し、努力したいと考えております。

以上、令和6年度の徴収活動の総括としては滞納分の収納率上昇など一定の評価ができるものと考えております。ただ、先程収入済み額は対前年度減収となったことをご説明いたしましたが、国保税収は今後も厳しい状況が続くものと考えております。

(住民環境課長)

令和6年度決算見込の状況と税の収納状況を説明させていただきました。続けて、私から補足で説明をさせていただきます。

国保の財政状況にも大きく影響する被保険者数ですが、1年間の平均加入者数は令和6年度は3,240人で前年度比216人減でした。

被保険者数の推移ですが、令和3年度は3,820人で前年度比50人減、令和4年度は3,668人で前年度比152人減、令和5年度は3,456人で前年度比212人の減と年々増加しております。被保険者の減少は歳入減の一番の要因となりますので、今後も注視が必要です。

続いて、令和6年度の国保税の決算見込み額ですが、予算に対し、現年課税分及び滞納繰越分ともに増加となりました。要因としまして、現年分は被保険者の所得の増加があげられます。被保険者数全体に対する軽減者数の割合は56%前後で変わりませんので、軽減対象でない、一般の被保険者の所得の増加の影響によるものと思われます。昨年10月末時点で、歳入・歳出の収支の差はほぼない見込みでしたが、年度末までに課税限度額を超える高所得世帯が増えたほか、収納対策の効果が年明け以降に顕著に表れたこと、年金所得の増加などの影響によるものと分析しております。

物価高の中での所得の上昇が今年度も続くのかどうかは不透明な状況ですので、課税所得や被保険者の増減を注視してまいりたいと思います。

また、基金についてですが、令和6年度は利子の積み立てのみで、取り崩しがなかったことから、令和6年度末の基金残高は、1千万9,857円となりました。

医療費などの状況ですが、令和5年度はインフルエンザなどの感染症の流行や長期入院を伴う疾

病患者の増加などで、一人当たり医療費が大幅に増加しましたが、令和6年度は難病などで高額な治療が必要な患者は増加したものの、前年のような感染症の流行がなかったこともあり、全体的な医療費は減少いたしました。

しかしながら、町をはじめ県全体でも加入者の高齢化が進んでおり、加齢に伴うリスクの上昇や生活習慣病に起因する疾病患者の増加、医療の高度化の影響など、今後についても、医療費の伸びが見込まれている状況です。

県へ納める納付金については、県全体の医療費を市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して決定しておりますが、被保険者の減少の影響で令和6年度は大きく減額されましたが、令和7年度は前年度比約925万円の減に留まりました。県によると、今後被保険者数の減少よりも一人当たり医療費の増加の影響が上回り、納付金額も増加する見込みです。

また、保険料水準の統一について、国が全県完全統一の加速化を決定し、完全統一に向けた取り組みへの評価を補助金に反映させる方針を示しており、長野県においても、統一化が更に進んでいくと思われますので、今後の動向に注視してまいりたいと思います。

なお、資料3、資料4については参考としてご覧ください。

(会長)

事務局から説明がありました。質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

令和6年度決算については、運営協議会としてお認めいただいたということで、よろしいでしょうか。

～異議なし～

(2) その他協議事項

(会長)

(2) その他についてですが、委員の皆様から何かございますか。

事務局から何かありますか。

(国保年金係長)

国保運営協議会の議事録等の公開についてです。当町では、現在、ホームページなどによる議事録の公開はしていませんが、会議状況につきましては、協議会の許可のもと一部を報道に対して開示しており、新聞記事を通して被保険者にその内容をお伝えさせていただいている状況です。

町としましては、行政に対する情報公開の要望も高まっており、事務の透明性の観点からも、近隣市町村の議事録を参考に、公開をしていこうと考えております。

ただ、個々の委員の皆さまの貴重なご意見をいただく場となりますので、個々の委員さんが特定

できない形で公開を考えております。

これについて、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

(会長)

事務局から説明がありました。質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

国保運営協議会の議事録等の公開については、運営協議会としてお認めいただいたということで、よろしいでしょうか。

～異議なし～

今回の協議会の会議録から町ホームページへ掲載をして、公表していくようにお願いいたします。

協議事項については以上となりますので、ここで会議の進行を事務局にお返しします。

6 その他

(住民環境課長)

6 その他について、事務局から説明いたします。

(国保年金係長)

～事務連絡のみ～

7 閉 会

(住民環境課長)

以上で、令和7年度 第2回下諏訪町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。